

1 2 月 1 4 日 (金)

(第 3 日 目)

平成24年第4回南関町議会定例会（第3号）

平成24年12月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第1 | 議案第66号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度南関町一般会計補正予算(第4号)) |
| 日程第2 | 議案第67号 | 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第68号 | 南関町法定出頭人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第69号 | 南関町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第70号 | 平成24年度南関町一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第6 | 議案第71号 | 平成24年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第7 | 議案第72号 | 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第8 | 議案第73号 | 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第9 | 議案第74号 | 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第10 | 議案第75号 | 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第11 | 議案第76号 | 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第12 | 議案第77号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第13 | 議案第78号 | 南関町過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第14 | 議案第79号 | 有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第15 | 議員提出議案第7号 | 南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |

日程第16 議員提出議案第8号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成22年6月議会から継続審査の分

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

日程第18 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第2号 女性農業委員数の確保・拡大に向けた要望書

追加日程第1 議案第80号 南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第2 議案第81号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第3 議案第82号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第4 議案第83号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第5 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「総務文教常任委員会」

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 井下 忠俊 君

2番 境 田 敏 高 君

3番 打 越 潤 一 君

4番 鶴 地 仁 君

5番 田 口 浩 君

6番 島 崎 英 樹 君

8番 山 口 純 子 君

9番 橋 永 芳 政 君

10番 唐 杉 純 夫 君

11番 酒 見 喬 君

12番 本 田 眞 二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町	長	上田	数吉	君	住民課	長	木村	浩二	君
副町	長	本山	一男	君	福祉課	長	坂井	智徳	君
教育	長	大里	耕守	君	経済課	長	雪野	栄二	君
総務課	長	堀	賢司	君	建設課	長	大木	義隆	君
会計管理者		北原	耕治	君	教育課	長	大石	和幸	君
まちづくり推進課	長	佐藤	安彦	君	延寿荘	長	福田	恵美子	君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	松本	寛	君	書	記	橋本	恵	君
--------	----	---	---	---	---	----	---	---

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第１ 議案第６６号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成２４年度南関町一般会計補正予算（第４号））

○議長（本田眞二君） 日程第１、議案第６６号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本件は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第６６号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第６６号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第２ 議案第６７号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第２、議案第６７号、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 67 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 67 号、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 3 議案第 68 号 南関町法定出頭人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第 3、議案第 68 号、南関町法定出頭人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 68 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第68号、南関町法定出頭人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第69号 南関町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第4、議案第69号、南関町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第69号、南関町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第70号 平成24年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（本田眞二君） 日程第5、議案第70号、平成24年度南関町一般会計補正予算（第5号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第70号、平成24年度南関町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第71号 平成24年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第6、議案第71号、平成24年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第71号、平成24年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第72号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（本田眞二君） 日程第7、議案第72号、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 追加の3,019万1,000円ですかね、この中におきまして3,000万円の公共下水道の整備工事費というようなことで、3,000万円上がっておるわけでございますけれども、この内訳をよろしかったら教えていただきたいと思うわけでございますが。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） それでは、今ご質問の24年度南関町公共下水道整備事業特別会計補正予算（第3号）の歳出における工事請負費についてご説明を申し上げます。

今回、補正予算で工事を行いますのは、藤尾地区における公共下水道事業でございます。町道迎町乙丸線の起点から600メートルほど上のほうに上がった地点までを計画いたしておりまして、下水道計画区域に指定はされているところです。

工区を2工区に分けまして、1つ目を概算設計額としまして1,350万円、概要としまして施工延長を335メートル、管布設工150ミリの管を327メートル埋設をします。それから、組立マンホールが7カ所、小型マンホールが3カ所、枡設置工が5カ所、それから附帯工としまして舗装の復旧を行う予定としております。工期を5カ月程度見ております。

また、2つ目の工区としまして、設計額が同じく1,350万円、これは概算ということになります。概要としまして、施工延長が265メートル、管布設を257メートル、それから組立マンホールが6カ所、小型マンホールを6カ所、枡を4カ所、同じく附帯工も舗装復旧を行うこととしております。それから、工期を5カ月

といたしているところでございます。

1,350万円の2つとしておりますけれども、補助金の要望額の基礎となった額を補正予算とさせていただいているところで、3,000万円を補正として計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 今、詳細にわたりましてご説明があったわけでございますが、よければ資料も、後で結構でございますので、資料を配付していただけないでしょうか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） はい。今の概要につきましては、印刷したものをですね、お配りしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第72号、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

————○————

日程第8 議案第73号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（本田眞二君） 日程第8、議案第73号、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第73号、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第74号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第9、議案第74号、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 74 号、平成 24 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 10 議案第 75 号 平成 24 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（本田眞二君） 日程第 10、議案第 75 号、平成 24 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 75 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 75 号、平成 24 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 11 議案第 76 号 平成 24 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（本田眞二君） 日程第 11、議案第 76 号、平成 24 年度南関町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第２号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第７６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第７６号、平成２４年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１２ 議案第７７号 工事請負契約の変更について

○議長（本田眞二君） 日程第１２、議案第７７号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第７７号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 77 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 13 議案第 78 号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（本田眞二君） 日程第 13、議案第 78 号、南関町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10 番議員。

○10 番議員（唐杉純夫君） この自立促進計画の項目の追加ですけど、巖・今線と冷水線と中原線ですか、この 3 つで 3 億円近くぐらいの金額になると思いますけど、このへんについては産業経済のほうとの話し合いが出て、それで決まったものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） お答えします。

南関町総合振興計画の中でですね、記載しているものでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10 番議員。

○10 番議員（唐杉純夫君） ・・(聞き取り不明)・・の追加になってるわけですからね、だからその追加になっているのを、それは産業経済のほうと話し合いがなされた上で、このアイテムとして上がったのかということをお尋ねしたいわけですけど。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） この 3 路線につきましては、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、実施計画のほうに掲載してございます。その前段でお話はあったかどうか、私のほうでは分かりませんが、当然、お話はあっているものかというふうには思っております。

○議長（本田眞二君） 10 番議員。3 回目です。

○10 番議員（唐杉純夫君） 私、この計画自体はもう反対であるということは一切ないわけでございますけれども、これは過疎債を適用されるわけだから、30% ぐら

いの持ち出しでいいわけですね。そうすると、6,000万円ぐらいの程度、これを何年か、5年間ぐらいで分けて公債費として払うということになっていくと思いますけど、それで間違いなかですかね。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） ご指摘の事業費の7割が交付税措置をされるから、3割ということかと思いますが、交付金事業によりますならば、国からの補助もあると。部分的には交付金に乗るところがあるかもしれませんので、そのへんも求めていければというふうには考えております。

以上です。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第78号、南関町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第79号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（本田眞二君） 日程第14、議案第79号、有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 79 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 79 号、有明広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議員提出議案第 7 号 南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定 について

○議長（本田眞二君） 日程第 15、議員提出議案第 7 号、南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 議員提出議案第 7 号のご説明をいたします。

平成 24 年 12 月 14 日。

南関町議会議長、本田眞二様。

提出者、南関町議会議員、島崎英樹、賛成者、南関町議会議員、橋永芳政、賛成者、南関町議会議員、鶴地仁、賛成者、南関町議会議員、田口浩、賛成者、南関町議会議員、山口純子、賛成者、南関町議会議員、唐杉純夫。

南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の件を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出するとします。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）による規則を改正する必要があるためです。

別紙によってご説明します。

主な変更を申し上げます。

第14章、公聴会です。公聴会開催の手続きです。第117条、議会が法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。2、議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

意見を述べようとする者の申出、第118条、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

公述人の決定、第119条、公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。2、あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

公述人の発言、第120条、公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。2、前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。3、公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席されることができる。

議員と公述人の質疑、第121条、議員は、公述人に対して質疑をすることができる。2、公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

次に、第15章、参考人です。参考人、第123条、議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。2、前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。3、参考人については、第120条、第121条及び前条の規定を準用する。ということです。

これらを規則に新たに追加したいと思います。

ほかは、条項の整理ということになります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議員提出議案第7号、南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議員提出議案第8号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第16、議員提出議案第8号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 議員提出議案第8号のご説明をします。

平成24年12月14日。

南関町議会議長、本田眞二様。

提出者、南関町議会議員、島崎英樹、賛成者、南関町議会議員、橋永芳政、賛成者、南関町議会議員、鶴地仁、賛成者、南関町議会議員、田口浩、賛成者、南関町議会議員、山口純子、賛成者、南関町議会議員、唐杉純夫。

南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

上記の件を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由です。地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）及び条例を整備する必要があるためです。

主な変更点を申し上げます。

資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置。第6条、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。2、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、6人とする。

委員の選任、第7条、議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。2、

常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。３、特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

これを新たに追加したいと思います。

ほかは条項の整理となります。

以上、よろしくお願いします。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第８号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議員提出議案第８号、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１７ 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成２２年６月議会から継続審査の分

・陳情第１０号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 日程第１７、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました、陳情第１０号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） おはようございます。

報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成24年12月14日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第10号。

付託年月日、平成22年6月21日。

件名、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情。

審査の結果、平成22年の6月からですけど、継続といたします。

委員会の意見としまして、陳情者と種鶏孵化場の合意を得ていないためでございます。

以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

お諮りします。

陳情第10号に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。

従って、陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 18 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第 2 号 女性農業委員数の確保・拡大に向けた要望書

○議長（本田眞二君） 日程第 18、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました、陳情第 2 号、女性農業委員数の確保・拡大に向けた要望書について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成 24 年 12 月 14 日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条の規定により報告します。

受理番号、陳情第 2 号。

付託年月日、平成 24 年 12 月 12 日。

件名、女性農業委員数の確保・拡大に向けた要望書。

審査の結果、採択。

委員会の意見としまして、男女共同参画の取り組みを推進するためでございます。

以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第 2 号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は採択とすることです。

委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。

従って、陳情第2号については、委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

お諮りします。ただ今、町長ほかから、議案第80号、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてなど7件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第80号、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてなど7件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（本田眞二君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） [議案書朗読]

-----○-----

追加日程第1 議案第80号 南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（本田眞二君） 追加日程第1、議案第80号、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（上田数吉君） ただ今、追加日程で80号としてお願いをいたしました、南関町固定資産評価員の選任につきまして、ご同意をお願いするものでございます。

地方自治法第404条第2項の規定により、南関町固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、南関町大字豊永2132番地1、氏名、上田俊治、生年月日、昭和23年3月20日生まれでございます。

提案理由といたしましては、現在の固定資産評価員の方から辞職願いが提出をされましたので、新たに南関町固定資産評価員を選任したいので、同意をお願いするものでございます。

上田俊治氏は、昭和41年3月、熊本県立山鹿高等学校を卒業され、昭和41年4月から5月まで岡崎工業株式会社へ就職され、43年8月に南関町役場に入庁されております。町民課を振り出しに、福祉課、建設課を経て、総務課で13年間、財務管理及び行政事務を中心に務められております。また、平成5年1月から平成6年7月まで税務課長を務められ、その後、企画振興課長を経て、総務課長を6年間務められ、定年退職されております。税務課長時代は、町の税務行政に携わっておられたことから、経験も豊富であり、町の固定資産税の家屋及び土地の評価を適正に行っていただけるものと思っております。退職後は東豊永区におきまして評議員を務められるなど、地域の貢献も目覚ましく、またその人格、見識も優れた方とされますので、南関町固定資産評価員に選任いたしたいのでご提案申し上げるものでございますので、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。

従って、追加日程第1、議案第80号、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 議案第81号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（本田眞二君） 追加日程第2、議案第81号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（上田数吉君） 先ほど、80号議案の中で、私が「地方税法」を「自治法」ということを申し上げましたので、「税法」に訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、第81号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案申し上げさせていただきます。

南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、南関町大字細永2130番地、氏名、福山則行、生年月日、昭和17年8月31日生まれでございます。

提案理由といたしまして、現在の固定資産評価審査委員会委員の任期が平成25年1月3日が任期満了となりますので、南関町固定資産評価審査委員会委員として再度選任いたしたいので、同意をお願いするものでございます。

福山則行氏は、昭和36年、熊本県立南関高等学校を卒業され、昭和37年4月から東京の財団法人地下鉄互助会に勤務され、昭和50年3月まで務められまして、南関町に帰られ、昭和53年から山城産業株式会社に勤務されております。平成14年8月まで勤務されておられまして、退職後は細永区長を2期務められ、地域の活性化に尽力され、平成17年11月から現在まで、南関町振興計画審議委員を務められ、南関町の行政運営にも助言をいただいております。温厚篤実な方で、人格、見識とも優れ、またこの固定資産評価審査委員会委員は平成19年1月から引き続いて2期にわたって就任いただいておりますけれども、新たに選任をお願いいたします3名が初めてでございますので、経験も豊富であり、適任の方と思われるのでご提案申し上げる次第でございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第 81 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。

従って、追加日程第 2、議案第 81 号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第 3 議案第 82 号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（本田眞二君） 追加日程第 3、議案第 82 号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（上田数吉君） 第 82 号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 42 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、南関町大字上坂下 147 番地、氏名、西島文郎、生年月日、昭和 23 年 10 月 3 日生まれでございます。

提案理由といたしまして、現在の固定資産評価審査委員会委員の任期が平成 25 年 1 月 3 日をもって任期満了となりますので、南関町固定資産評価審査委員会委員として新たに選任したいので、同意をお願いするものでございます。

西島文郎氏は、昭和４６年、日本大学農獣医学部を卒業され、同年６月から株式会社寿屋に勤務され、平成１１年から佐川急便株式会社に勤務され、平成１７年に退職されております。退職後は地域の区長や町青少年補導員、また第四小学校の評議員など、地域活動を通して地域の活性化に積極的に貢献していただいております。また、平成２１年からは国民健康保険、介護保険運営協議会委員などにも就任していただいております。人格、見識ともに立派な方であり、本審査委員として適任の方と思われますのでご提案申し上げる次第でございますので、よろしくご同意を賜りますようお願いいたしまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第８２号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。

従って、追加日程第３、議案第８２号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第４ 議案第８３号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（本田眞二君） 追加日程第４、議案第８３号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（上田数吉君） 第８３号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につ

き同意を求めることについて。

南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、南関町大字関町50番地9、氏名、伊藤豊、生年月日、昭和24年2月20日生まれでございます。

提案理由といたしまして、現在の審査委員さんの任期が平成25年1月3日をもって満了となりますので、南関町固定資産評価審査委員会委員として新たに選任いたしたいために提案するものでございます。

伊藤豊氏は、昭和44年、久留米工業学園短期大学を卒業され、昭和46年から南関町役場に勤務され、平成17年12月に退職されております。36年間務められ、農業委員会事務局長、町民課長、税務課長、給食センター所長と歴任されております。役場在職中は税務課での経験が豊かであり、本審査委員として適任の方と思われます。退職後は区長を務められるなど、地域活動に努められ、人格、見識とも立派な方であり、選任したいと思いますので、ご提案申し上げる次第でございます。ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ちょっと語句の解説をお願いしたいんですけど、地方税法の第404条というのは評価員ということになっておりまして、423条が評価審査委員会と書いてあるわけですけど、仕事がですね、どういう仕事かちょっと分からんので、個人に対してどうのこうのということは決してございませんけれども、ちょっとそれを教えていただきたいんですが。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 住民課の私からご説明いたします。

まず、固定資産の評価員さんというのがございますけれども、先ほどご議決いただいた方でございます。評価員さんといいますのは、南関町が固定資産税を課税いたしまして、その納税者の方がその固定資産の価格に対して、すみません、評価員さんは固定資産の評価をする方でございます。町長がする分でございますけれども、町長のほうから評価員さんのほうにお願いをして、評価員さんが評価をするというのが評価員さんでございます。

ただ今ご提案の固定資産評価審査委員さんという方につきましては、固定資産の納税者の方が、その納税者の方の固定資産の価格について異議の申立てといいますが、審査の申し出をされた際に、その価格に対して審査をされるという立場の方が固定資産の評価審査委員さんでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10 番議員。

○10 番議員（唐杉純夫君） 評価員さんが評価した結果をですね、それをまた審査するという事ではないわけですね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） あくまでも評価というのは町長がします。評価の補助を評価員さんがされるわけでございます。評価をいたしまして、その評価に基づいて、納税者の方に通知をいたしまして、それを受けた納税者の方がその価格についてご質問とか異議があるというふうなところについては審査の申し出ができるという形の分でございます。その納税者の方が審査の申し出をされて、それを受理する段階において、固定資産の評価審査委員会で審査をされるというものでございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） なければ、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。

従って、追加日程第4、議案第83号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

追加日程第5 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 追加日程第5、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第10号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「総務文教常任委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務文教常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の請願第1号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

—————○—————

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、追加日程第6を読みはじめましたが、私が読みました文言の中で、かなりの訂正案件がありますので、以前のを取り消して、今から言いますことが正しいことです。

それでは、今から追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務文教常任委員会委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第 7 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第 7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元にお配りしました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本会議に付議されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

会議規則第 4 5 条の規定によって、議決事件の字句の整理を議長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、会議規則第 4 5 条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして、平成 2 4 年第 4 回南関町議会定例会を閉会します。起立。礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前 1 1 時 0 7 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 24 年 第 4 回 定 例 会

平成 25 年 3 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 本 田 眞 二

編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 松 本 寛

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316

電 話 (0968) 53-1111